

第12498号 平成 28 年 3 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

	古	亦																													
○指	定居	宅サ	_	Ľ.	ス	事	業差	者の) 指	定				٠.						٠.					(i	高 虧	者	支	援	課)	1
○指	定介	護予	防	サ、	_	F"	スコ	事 業	全者	\mathcal{O}	抬	定													(IJ)	2
〇生	元	灌油	17	並.、	べ	2	坦 :	対抗	占結	松 絲	間	\mathcal{L}	坦	士												(1		一垣	祉調	無∫	2
		受仏	1-	坐	ノ	> 1]日 / - -	ᆫᄱ	5 7/17 5 7/17	175Z 1464:	因	0)	규 기타	不	σ	in part	.1.														
0生	活 保	護仏	(·	<u> </u>	'	\ 1	1百月	正 肌	0 1/17	煖	渕	()	争	亲	()	発	Ш.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.		•	(IJ		(2
〇 生	估 保	護法	にに	基`	つ	< 3	指分	ビ 施	医術	一機	関	0)	指	疋		٠.	٠.					٠.	٠.		•	(IJ)	3
○ 保	安林	の指	定	に	関	す.	る =	予定	₹ •					٠.											•	(森	・林	、保	全	課)	3
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	安林	の指	定	15	閗	す.	ろ =	予定	÷ .																	(IJ)	3
○湯	ぬの	区型	亦	雷					-																	(注	识		全	鯉 \	4
○湯		区域	灰亦	孟																						()E	7 MH	I I/N	土口	TAH	
○進	始り		交	类	• •	• •	• •		• • •		٠.	• •	• •	• •	٠.	• •	• •	• •	• •	• •	٠.	• •	• •	٠.	•	(,	4
○道	路の	区域	変	更	٠.		• •		• •		٠.	٠.	٠.		٠.	٠.	٠.	٠.		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	•	(")	4
○道	路の	区域	変	更	٠.				• •			٠.	٠.		٠.	٠.	٠.	٠.			٠.	٠.	٠.	٠.	•	(IJ)	5
○道	路の	区域	変	更																						(IJ)	5
	<i>/</i> }	<u> </u>																								`				ĺ	
〇二〇木	细油	筑 十	4:	睑	σ	生士	1/4																				-	7.	锐:	# \	5
$\lesssim \pm$	似廷	采 上	J-4a 4-€	例欠 EA	0) D	大力	나는 개만																					Æ	采:	ポノ	
\bigcirc $\stackrel{\circ}{\wedge}$	這建	架工	八	映	() —	表し	他		• • • ·		· ·		··		· ·		_	· ·			٠.	٠.	٠.	٠.		· · ·	,	, -, r	<i>"</i>	, , ,	6
() 益	城台	批地	+	†批	lΧ	曲は	僰 ┼	生 生	1 至	(I)	串	至	計	曲口	少	甲	O	認	ㅁㅣ							(君	〈 市	計計	曲	課)	8
) 一 農 :	用地	利用	配	分:	計	画	の言	忍可	Ţ.														(農	地	• 農	業	振	興	課)	8
〇農	用地	利用	西己	分	計	面(の	忍口	Ţ.														(JJ)	10
〇農	田地	利田	元	分	計	雷	\mathcal{O}	双百	, T														ì				IJ			ĺ	10
〇農	田地	利用		ハ ム:	計	品		刃百	J T.																		"			΄,	11
	用地	们用	HL.	カー	可	쁘	クラ	河 二	1				• •		• •		•	• •	•		• •	•								,	
〇農	用地	利用	凹口	分	計	画((/) E	心口	1			• •	٠.		٠.		٠.			٠.	٠.	•	(IJ)	12
〇農	用 地	利用	四己	分:	計	画	の言	忍可	J · ·			• •			٠.		٠.				٠.	•	(IJ)	18
〇農	用地	利用	配	分:	計	画(のま	忍宣	Ţ.														(IJ)	18
〇農	用地	利用	西己	分	計	面(の	忍口	Ţ.														(IJ)	20
$\bigcirc +$	相 相 措	小声	TE:	金出	+	HH 3	生儿	一直	にべ	/	亦	田	屈	Щ									. `	(र्जन	丁 担	: 668	A	副:	無∫	21
	が多	71,50	/ <u> </u>		<u>~</u>	世 (ム (台上 -	└───		争	又	火	世之	ДД Нп.	± ∠.	<i>Y</i> ∱₹	₩	कि -	*	ф	≑主			([1 1/1	()		田田	UT / BH \	
	及乙	9 •	3	U:	平	及月	!!! /	平 片	; <u></u>	. 尹	人	个L	少	<i>Л</i> П -	白	冥	伦	番 1	宜.	甲	丽	٠.	٠.				(三	理	珠!	21
大 〇 平 〇 平	灰 2	8 年	度:	経 '	宮	事。	坦	對 雀	计用	始	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.			(]])	22
	答	載	亿	ī	亜白																										
○熊	本県	職員	0	初	任	給言	調	啓 手	- 当	に	関	す	る	規	則	\mathcal{O}	_	部:	を	改	正	す	る								
規	∄ II • •											<i>.</i> .			•							<i>.</i> .				()	車	季	昌:	会)	26
○能	太	磁昌	σ	#8 :	#	丰:	14	7	おが	在 由	壬	丷	1.7	朋	7	ス	坦	Bil i	\mathcal{D}	_	立尺	た	745			()	. 7	2	<i>—</i>	<i>\(\)</i>	20
○ 熊 正 熊	サポ	141 日	V)	79 1 .	/\	_ -	= /	X U	,到	722	7	=	(_	天J	9	<i>ا</i> له'	/元	只1	0)		디니	ے.	ĻΧ			1				\	0.7
二比	9 3	規則	٠.	٠.	٠.	٠.		 			٠.	-			٠.		• •		• •		٠.	٠.	٠.	٠.	•	(///		· /	27
〇 熊	平 県	立 美	術	館	分	館((1) }	首	三官	埋	者	(I)	指	疋			• •	• •	٠.		• •	٠.	٠.				(、又	1匕;	課)	27
〇平	成 2	7 年	_ 度]	熊	本	県す	福る	沚 サ		F.	ス	第	Ξ.	者	詊	価	推	進	娎	員	会	の	開								
催															(福	祉	サ、	_	Ľ	ス	第	\equiv	者	評	価推	自進	季	昌:	会)	28
		_																								1111 11		- ^	<i>></i> \ ,		
O 1	130. 2		100	77			***	7 7	\ <i>) j</i>	~	\sim	 I⊷1	·//	ш,	'田'	时发		ا ر ۷	713	11111		(田	+	# 1	司参	<u> </u>	金	举 .	△)	28
← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ←	 ⊯	쓰스 (독)	· · ·	 	· ·	. 2 2 2	D=-	 л	,	/m		۱±	÷п	···	,	 -:#:	 kk	· · ·	 ==		•	TH (カ	丛	共	可参	- 四	一番	哉:	エノ	20
○平○熊の	平県	ガ惻	安	貝:	云	7)7]	拟	リ扱	マ フ	個	人	悄	辩	(J)	1米	謢	寺	(<u>`</u>	乡	9	0	規	程				, ,,,,	_	_	۸ ،	
\mathcal{O}	一部	を改	正	す	る	規	桯		• •		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	• •	٠.		٠.	٠.	٠.		٠.	•	(労	動] 麥	員:	会)	28
〇字	城地	域保	健	医 :	療	推	進	劦諄	衰会	0	開	催		٠.			•	(:	宇	城	地	域	保	健	医	寮 推	Ě進	協	議:	会)	36
○平	成 2	7年	度	 -	益	城	删	或存	引健	医	痻	推	進	協	議	会	の	開	催					-	,						
·										· · ·	···		~_		LTX.					拙	 	냆	亿	健	医)	寮 推	: 准	拉	議.	(<u>ک</u>	36
																	(_ _ 1	IIII.	ウル	سالا	-20	N/V	W		ᇧᆡᆸ	ᅜᇨ	בענעו ב	时表 7	ムノ	0.0

告 示

熊本県告示第197号 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 サービスの種 事業所の名称 指定年月日 事業所の所在地 類 は氏名

合同会社つなぐ	地域活性特化型	宇土市古城町3	平成28年	通所介護
	デイサービスW	6 2 - 8	3月1日	
	i s h			

熊本県告示第198号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する 法律(平成26年法律第83号)附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその 効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとお り指定したので、公示する。 平成28年3月1日

熊本県知事	蒲	島	郁	#:
119 平 元 川 平	₹ Ħ	<u> </u>	(HI)	7

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
合同会社つなぐ	地域活性特化型 デイサービスW i s h	宇土市古城町3 62-8	平成28年 3月1日	介護予防通所介護

熊本県告示第199号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6 年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定 施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(はり師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 心平	大浜てもみ整骨院・	玉名市大浜町225	平成27年12月
	鍼灸院	8 - 1	1 4 日
中川 寿一	大浜てもみ整骨院・	玉名市大浜町225	平成27年12月
	鍼灸院	8 - 1	1 4 目

(きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 心平	大浜てもみ整骨院・	玉名市大浜町225	平成27年12月
	鍼灸院	8 - 1	14日
中川 寿一	大浜てもみ整骨院・	玉名市大浜町225	平成27年12月
	鍼灸院	8 - 1	14日

(柔道整復師)

(水产正及所)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 心平	大浜てもみ整骨院・	玉名市大浜町225	平成27年12月
	鍼灸院	8 - 1	14日
中川 寿一	大浜てもみ整骨院・	玉名市大浜町225	平成27年12月
	鍼灸院	8 - 1	14日
茂田 雄大	のぞみ整骨院	宇城市小川町江頭1	平成28年1月1
		53-8	2 日
光延 雅人	整骨院元	宇城市松橋町曲野2	平成28年1月1
		3 1 9 - 3	9 日

熊本県告示第200号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項(中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定によ り次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告 示する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
沼 春香	整骨院元	宇城市松橋町曲野2	平成27年12月
		319 - 3	1 4 目

熊本県告示第201号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6 年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定 施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
塚本 博巳	在宅マッサージクオ	宇城市小川町河江1	平成28年1月2
	ン熊本南	92 - 3	2 日

(はり師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
塚本 博巳	在宅マッサージクオ	宇城市小川町河江1	平成28年1月2
	ン熊本南	9 2 - 3	2 日

(きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
塚本 博巳	在宅マッサージクオ	宇城市小川町河江1	平成28年1月2
	ン熊本南	92 - 3	2 日

熊本県告示第202号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条 の2の規定により告示する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市五和町鬼池字柳迫691番、697番、7 02番、704番3、705番
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字柳迫691番・697番・702番・704番3・705番(以上5筆につい て次の図に示す部分に限る。)

 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 ウ 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度、次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する

熊本県告示第203号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市牛深町字崎町2469番、2471番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び 熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第204号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全 課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等 1

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	章北郡芦北町大字吉尾字湯ノ 段	前	4.8 ∼	32.0	災害復 旧
		73番2地先から 同所		33.0		
		73番2地先まで	後	\sim 39.6	32.0	

区域を変更する期日 平成28年3月1日

熊本県告示第205号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全 課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 (メート)()	延 (メートル)	備考
主要地方道	芦北球磨 線	章北郡芦北町大字天月字梶原 平 401番1地先から	前	10.8 ~ ~ 43.9	230.0	防安交 (災害 防除)
		同所 406番1地先まで	後	13.8 ∼ 77.9	230.0	

区域を変更する期日 平成28年3月1日 2

熊本県告示第206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全 課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島が大

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートソル)	延 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯	葦北郡芦北町大字古石字古道 6.0.0 至 1 地 生 か 5	24	5.0	400.0	単道改
	浦線	623番1地先から	前	~	409.0	

	章北郡芦北町大字古石字筆坂		11.4		
	554番1地先まで	40.	7. 3	400.0	
		後	$\begin{array}{c} \sim \\ 14.5 \end{array}$	409.0	

区域を変更する期日 平成28年3月1日

熊本県告示第207号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。 その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全 課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 (メートル)	延 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字折渡 3908番14地先から 同所	前	13.4 ~ 42.1	272.5	防安交 (災害 防除)
		3908番5地先まで	後	18.5 ~ 75.4	272.5	

区域を変更する期日 平成28年3月1日

熊本県告示第208号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。 その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全 課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 (メート)()	延 長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町西部ろ字上原木 240番2地先から 同所	前	7.7 ~ 14.9	109.0	単防災
		232番2地先まで	後	8.8 ~ 16.3	109.0	

区域を変更する期日 平成28年3月1日

告 公

熊本県公告第150号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成28年二級建築士 試験を次のように実施する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験期日及び日程
 - 学科の試験 (1)
 - 平成28年7月3日(日) 午前10時から午後5時10分まで
 - 設計製図の試験 (2)
 - 平成28年9月11日(日) 午前11時から午後4時まで
- 試験地 2
 - 熊本市
- 3 試験場所

- (1) 学科の試験
- 東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- (2) 設計製図の試験 東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 4 受験申込手続
 - (1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間

平成28年3月14日(月)から平成28年3月29日(火)まで

イ 受験申込方法

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること(締切日の消印有効)。 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

(ア) 期間 平成28年3月22日 (火) から平成28年3月29日 (火) まで (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(http://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は(1)若しくは(2)による受験申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。

ア 受験申込書の受付期間及び受付時間 (ア)期間 平成28年4月7日(木)から平成28年4月11日(月)まで (イ)時間 午前10時から午後5時まで

イ 受験申込方法

次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。

公益社団法人熊本県建築士会

熊本市中央区神水一丁目3番7号熊本県建築士会館

(4) 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成26年若しくは平成27年に行った試験の学科の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書又は平成26年若しくは平成27年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成28年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、平成28年6月10日(金)頃、受験有資格者に発送する。

- 6 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験

平成28年8月23日(火) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 設計製図の試験

平成28年12月1日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

8 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成28年6月8日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び公益社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第151号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成28年木造建築士試験を次のように実施する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験期日及び日程

- (1)学科の試験
- 平成28年7月24日(日) 午前10時から午後5時10分まで
- (2)設計製図の試験
- 平成28年10月9日(日) 午前11時から午後4時まで
- 試験地 2

熊本市

- 試験場所 3
 - 学科の試験 (1)

東海大学 (熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

(2)設計製図の試験

> 東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

- 受験申込手続
 - (1)郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又 は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明 書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

受験申込受付期間

平成28年3月14日(月)から平成28年3月29日(火)まで

受験申込方法

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること(締切日の消印有効) 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2)インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験 の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あ らかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

受験申込受付期間及び受付時間

(ア)期間 平成28年3月22日 (火)から平成28年3月29日 (火)まで(イ)時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(http://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3)受付場所における受験申込み

過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は (1)若しくは(2)による受験 申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア)期間 平成28年4月7日(木)から平成28年4月11日(月)まで (イ) 時間 午前10時から午後5時まで

受験申込方法

次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。

公益社団法人熊本県建築士会

熊本市中央区神水一丁目3番7号熊本県建築士会館

学科の試験の免除の申請 (4)

学科の試験の免除の申請は、平成26年若しくは平成27年に行った試験の学科の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書又は平成26年若 しくは平成27年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成28年の学科の試験が 免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、平成28年6月10 (金) 頃、受験有資格者に発送する。

合格者の発表及び合否の通知

(1)学科の試験

平成28年9月6日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格 の旨及び成績を通知する。

(2)設計製図の試験

平成28年12月1日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合 格の旨及び成績を通知する。

合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、 知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及 センター支部等に掲示する。

その他

- 「設計製図の試験」の課題は、平成28年6月8日(水)頃から公益財団法人建 (1)築技術教育普及センター支部及び公益社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示す
- るとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらか じめ受験期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第152号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により益城台地西 土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次の とおり公告する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 組合の名称 益城台地西土地区画整理組合 1
- 2 事業施行期間 平成21年8月25日から平成33年3月31日まで
- 施行地区熊本県上益城郡益城町大字広崎字松山西の全部並びに同所字松山峠、同所大野久保、同所字府内、同所字和木、同所字立土関及び同所字七野の名、如 3 大野久保、同所字府内、同所字梨木、同所字立古閑及び同所字大野の各一部組合の事務所の所在地 熊本県上益城郡益城町大字広崎地内組合の設立認可の年月日 平成21年8月25日 字大野久保、
- 5
- 変更認可の年月日 平成28年2月19日

熊本県公告第153号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

I 農用地利用配分司		
	と等を受ける者 	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	A LEON CALCALLA
農事組合法人南阿	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東屋2191
蘇くぎの		番1ほか161筆
古澤博幸	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岩神 3 6 1 0
		番 1 ほか 6 筆
今村 健也	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東岸野422
		8番1ほか2筆
今村 昭洋	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下233
		5番ほか9筆
今村 健一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字南古閑原43
		85番ほか10筆
今村 勇一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字古閑原433
		1番ほか7筆
今村 勇一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字堀渡ノ西36
		65番2
今村 鶴美	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下232
		9番ほか12筆
今村 和昭	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字古閑原429
		1番1ほか3筆
古澤 一也	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字堀渡3842
		番
古澤 洋介	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下240
		6番1ほか1筆
今村 憲一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野4087
		番1ほか1筆
古澤邦博	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下241
		2番1ほか2筆
古澤 信也	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東岸野426
		0番1ほか4筆
古澤 精介	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字山田原171
		0番1ほか5筆
今村 三治	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字堀渡ノ上37
		87番1ほか2筆
	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

今村 6	建正	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字湯田2529番ほか9筆
今村 彰	養巳	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字坂ノ下212 3番1ほか2筆
今村 6	建吾	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字湯田2559 番1ほか1筆
今村 孝	孝典	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字坂ノ下212 1番2ほか6筆
今村 🏗	常明	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野4099番1
今村 耳	真	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下240 7番1ほか2筆
今村 女	子	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東屋 2 2 2 2 番ほか 6 筆
佐藤り	久康	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字古閑原432 6番2ほか4筆
今村 亩	式 博	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字南古閑原43 71番1ほか7筆
大庫	今朝則	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字猪尾木997番ほか18筆
大庫	今朝則	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字轟越505番ほか 10筆
大庫	智	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字下鶴380番1ほ か1筆
大庫	智	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字前田683番1ほ か2筆
大庫	楘	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字上鶴763番1ほか3筆
佐藤	専昭	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字尾立尾1127番17ほか1筆
佐藤	専信	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字中鶴602番1ほか3筆
佐藤	専信	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字十五田39番1ほか4筆
山邊	冶壽	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字中畑876番ほか1 2筆
渡邊	和幸	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字椛山767番ほか5 筆
江藤	成	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字二又迫408番ほか 4筆
興梠	爹一	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字中畑863番ほか9 筆
山邊「	正光	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字蔵ケ東686番1の 1ほか3筆
山邊	幸 也	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字二又迫374番ほか 4筆
山邊。原		上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字河原戸543番ほか 4筆
江藤	豊.	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字中畑895番ほか9
後藤	秀志	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字椛山819番
	券志	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字尾ソタリ174番
1 ~ 1.	,, · · <u> </u>	77 1/1: FIFT HIT 4 HRQ	

森田 真一	上益城郡嘉島町北甘	上益城郡御船町大字高木字深町1322
	木	番

認可年月日

平成28年3月1日

熊本県公告第154号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 学る。 平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	ご等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	貝信惟の故た寺を支りる土地
有限会社サウスウ	菊池市七城町加恵	菊池市七城町亀尾字下力石1340番
インド		
稲田 壽昭	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町吉富字宝町1706番1ほ
		か 1 筆
森本 惟誠	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町吉富字宝町1696番2ほ
		か 2 筆
古田 浩士	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町吉富字宝町1733番1ほ
		か 6 筆
	菊池市下河原	菊池市下河原字嫁無1699番1ほか1
式会社		5 筆
平島 信昭	菊池市泗水町住吉	菊池市泗水町住吉字高町3408番
中尾 孝祐	菊池市泗水町住吉	菊池市泗水町住吉字平原2904番2
中尾 幸俊	菊池市泗水町住吉	菊池市泗水町住吉字東久保2253番ほ
		か 4 筆
坂本 慎也	菊池市泗水町住吉	菊池市泗水町住吉字西馬飼場2465番
堤 秀清	菊池市西寺	菊池市木庭字古城1484番1ほか1筆
永松 治雄	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字上原140番ほか6
		筆

2 認可年月日

平成28年3月1日

熊本県公告第155号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 ずる。 平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

及用名的相互为相互与例文					
賃借権の設定	E等を受ける者	│ ──賃借権の設定等を受ける土地			
氏名又は名称	住 所	具個性の故た寺を支りる工地			
農事組合法人庄の	山鹿市鹿本町庄	山鹿市鹿本町高橋字野田目818番ほか			
夢		2 6 0 筆			
小柳 義広	山鹿市菊鹿町阿佐古	山鹿市鹿本町庄字太郎丸227番ほか2			
		筆			
農事組合法人アグ	山鹿市鹿本町津袋	山鹿市鹿本町津袋字大塚542番16ほ			
リつぶくろ		か 2 4 9 筆			
農事組合法人中分	山鹿市鹿本町中分田	山鹿市鹿本町中分田字木浦60番6ほか			
田ファーム		6 3 筆			
農事組合法人川北	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字高岸1774番			
夢百笑					

熊

2 認可年月日

平成28年3月1日

熊本県公告第156号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の

規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。 平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	三等を受ける者	│ - 賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	貝信惟の故た寺を支りる工地	
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪685番ほか9筆	
農事組合法人グリ	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字大迫219番1ほ	
ーンファーム上板		か 4 8 6 筆	
楠			
農事組合法人グリ	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字志袮古851番ほ	
ーンファーム上板		か 1 7 2 筆	
楠			
農事組合法人グリ	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字三反田52番ほか	
ーンファーム上板		7 3 筆	
楠		一時利用地	
		玉名郡和水町上板楠字三反田67番1ほ	
		[か39筆]	
農事組合法人グリ	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字畔地6番	
ーンファーム上板		一時利用地	
楠		【玉名郡和水町上板楠字畔地71番2	
山河 良二	上天草市大矢野町登	上天草市大矢野町登立字京ノ島1009	
	立.	6番1ほか7筆	

2 認可年月日

平成28年3月1日

熊本県公告第157号農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農田地利田配分計画の概要

1 農用地利用配分計	「囲の慨異	
賃借権の設定	E等を受ける者	 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	負用惟の飲た寺で支げる工地
富永 幹夫	天草市古川町	天草市本渡町本渡字中原1427番
園田 邦雄	天草市本渡町本戸馬	天草市本渡町本渡字口ノ原2234番ほ
	場	か 1 1 筆
岡田 隆則	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1625番1
吉永 安久	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3271番1
		ほか 5 筆
久保 博司	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字出来村1939番1
吉永 岩根	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3268番ほ
		か 4 筆
久保 年男	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字井手4270番4ほ
		か 1 筆
久保田 好子	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字木賊河内4721番
		1 ほか 1 筆
久保田 正清	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下拾落4351番1
		ほか 5 筆
宮﨑 誠市	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字木賊河内4727番
		ほか2筆
金子 孝	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字口ノ原2303番5

金山 積	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1792番1
		0ほか1筆
田嶋、義信	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字中新田1816番4 ほか21筆
樋口 秀則	天草市河浦町今田	天草市河浦町河浦字下新田1828番5
		ほか1筆
松本和哉	天草市河浦町今田	天草市河浦町河浦字上新田1793番1 0
仁田 富男	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字浜ノ原1714番2
		ほか11筆
村上 浩二	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字吉原1125番
田嶋 栄治	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字浜ノ原1701番2
		ほか 1 1 筆
嶋田 浩二	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字下新田1826番6
		ほか 1 0 筆
農事組合法人美農	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字長深857番1ほか
里かわうら		6 筆
農事組合法人美農	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1792番1
里かわうら		6 ほか 6 6 筆
大友 幸久	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字下古里175番
	内	1 2 ほか 2 筆
 小林	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸590番2ほ
		か2筆
三反 康博	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字白木新田29番
AS 115 B. L.	内	2
谷﨑 成春	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字白木新田79番
	内	1
中村 政治	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字白木新田45番
	内	1
濱﨑 満規	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸563番1
演﨑 吉晴	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4254番ほか
		2 筆
濵﨑 良一	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4285番ほか
		1 筆
早見 泰史	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字上惣﨑252番
	内	1 ほか 6 筆
平田剛	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4289番
平野 昭弘	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字前田1872番
	内	1 ほか 1 5 筆
平野 昭弘	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字惣﨑161番1
	内	9 ほか 1 筆
平野進	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字白木新田110
	内内	
 平野 武治	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字下古里168番
一		7 早 印 例 佣 明 日 水 例 内 子 下 占 重 1 0 0 番
平山清春	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4176番
山下 政則	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4187番ほか 1筆
横田政司	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字中村1991番
	大平 11	
小林 照明	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸589番1
松下和夫	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字向日木12番1
	一八平中均無門口个也	

嶌野	正利	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1507番
島野	勇一	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1556番ほ
			か 9 筆
嶋村	和久	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下942番ほ
			か 2 筆
嶋村	康 則	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田978番
	康 則	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1485番ほ
		, , , , , , , , , , , , , , ,	か 8 筆
小路(信一	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添996番ほか4
			筆
小路(信一	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1531番2
杉浦(建一	玉名郡長洲町折崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1449番ほ
			か 2 筆
瀬﨑	正信	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下937番ほ
			か 1 2 筆
田上 7	茂明	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字靍立1390番ほ
			か 4 筆
田上	義孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1463番1
			ほか10筆
土本	倫生	玉名郡長洲町長洲	玉名市岱明町扇崎字五反田984番
土本	倫生	玉名郡長洲町長洲	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1472番1
			ほか 1 0 筆
寺田 右	初男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除917番
西川(健 吾	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下961番ほ
			か 4 筆
西山	修	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1415番ほ
			か 5 筆
野添	忍	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1521番
橋本 5	安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1734番1
			ほか 2 筆
橋本	安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下905番ほ
			か40筆
	貢	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1724番1
-	康徳	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田971番1
藤森	康 徳	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1416番ほ
			か 1 3 筆
本田	敏弘	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下954番ほ
			か12筆 T 4 to 10 PP PP PP PP PP PP PP PP
本田 7	富幸	玉名市岱明町下沖洲	玉名市岱明町大野下字竹ノ下925番ほ
2/ /	\$1 -t-		か2筆
前田	徳幸	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町大野下字北靏立1557番
34 1 · `	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	→ → → → → → →	3 ほか 1 2 筆
前本	道徳	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字大浦1284番1ほ
↑ 1% →	¢π	工力士从四冊三 法	か33筆
美﨑	毅	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1411番ほ
1 4-4	tF)+		から筆
村上	哲法	玉名市岱明町西照寺	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1455番1 エカ C 第
- 1 -+	华	工丸士代叩吁豆块	ほか6筆
村上	善孝	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1386番ほ
_: m =	172 193	工女士代明时上展了	か4筆
一元田	照男	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1365番ほ
			か 2 筆

森田 忍	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下889番ほ
		か 5 筆
森田 嘉一	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字靍立1381番ほ
		か 1 7 筆
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下888番ほ
		か 1 筆
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1691番
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下921番ほ
		か 1 7 筆
米田 良人	玉名市岱明町中土	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1446番1
米村 厚	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1359番2
		ほか10筆
米村 君人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1356番ほ
		か 1 筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字塔ノ本1097番
		ほか11筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1706番1
		ほか1筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1697番1
		ほか11筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1570番2
		ほか38筆

認可年月日 平成28年3月1日

熊本県公告第158号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

	1 1 1/2 2 1		
賃借権の設定	2等を受ける者	- 賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	負相権の放足等を支ける工地	
岩下 誠志	阿蘇市一の宮町手野	阿蘇市一の宮町手野字河原田702番1	
		ほか11筆	
		一時利用地及び換地 (予定)	
		阿蘇市一の宮町手野字河原田704番1	
		しほか 5 筆	

認可年月日 $\overline{2}$ 平成28年3月1日

熊本県公告第159号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。 平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農田地利田配分計画の概要

1 展用地利用能力。	一回の似安	
賃借権の設定	等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	貝相権の故た寺を支ける土地
森 寿 玉名郡南関町肥猪		玉名郡南関町大字肥猪字寺井川244番1
		ほか14筆
森 寿	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字三ツ枝399番1

		ほか12筆
福山 正英	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字北井川1629番
福山 正英	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字北井川1614番
		1 ほか 1 6 筆
永松 克規	玉名郡和水町板楠	玉名郡南関町大字肥猪字権免606番ほか
		1 筆
岩下 輝彦	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字中尾2070番ほ
		か 4 筆
		一時利用地
		玉名郡南関町大字肥猪字柳田2番1ほか2
		筆
齋田 英治	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字四ツ枝 2 2 5 3 3
		ほか3筆
		一時利用地
		玉名郡南関町大字肥猪字大平3番8ほか3
		(筆
松本 広次	熊本市西区田崎	玉名郡南関町大字肥猪字松ケ平2313間
		ほか9筆
		一時利用地
		玉名郡南関町大字肥猪字大平3番7
松本 広次	熊本市西区田崎	玉名郡南関町大字肥猪字島田2802番1
		一時利用地
		玉名郡南関町大字肥猪字島田7番1ほか1
		筆
龍 幸太	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字島田2807番日
		か 1 筆
		∬ 一時利用地
		玉名郡南関町大字肥猪字島田6番4
永田 優一	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字松ケ平22781
		ほか5筆
		│ 一時利用地
		玉名郡南関町大字肥猪字島田8番
永田 優一	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字茶ノ木浦259]
		番ほか3筆
岩下 隆徳	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字柳田2209番1
		ほか3筆
高椋 信亨	玉名郡南関町関町	玉名郡南関町大字肥猪字柳田2211番
		か 3 2 筆
		一時利用地
		玉名郡南関町大字肥猪字大平3番6ほかち
		筆
高椋 信亨	玉名郡南関町関町	玉名郡南関町大字肥猪字池井川2315看
		ほか12筆
		一時利用地
		玉名郡南関町大字肥猪字島田6番1ほかる
		筆
農事組合法人野口	玉名市岱明町野口	玉名市岱明町山下字庄司890番ほか3筆
高本 昌一	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下631番

認可年月日 平成28年3月1日

熊本県公告第160号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。 平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

五 展用地利用配刀 i		
	三等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上村 雄二	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字山宮16番1ほか 29筆
渡辺 勇二	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町長田字原793番4ほか 2筆
田中 秀雄	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字山宮13番ほか4 筆
上村 雄大	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字鮎ノ目185番1 ほか6筆
西山 幸司	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字向342番3ほか
松本 辰昭	上益城郡山都町下名	11筆 上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新2
松本 辰昭	連石 上益城郡山都町下名	9番82ほか44筆 上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新2
藤島敬治	連石 上益城郡山都町下名	9番55ほか1筆 上益城郡山都町下名連石字迎中原新34
坂本 光陽	連石 上益城郡山都町入佐	番 5 3 ほか 2 筆 上益城郡山都町下名連石字下鹿見塚新 3
岩永 一則	上益城郡山都町下名	0番5ほか2筆
·	連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新 2 9番16ほか14筆
岩永 一則	上益城郡山都町下名 連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新 2 9番 2 3
特定非営利活動法人丸山ハイランド	上益城郡山都町下名 連石	上益城郡山都町下名連石字中原新35番 57ほか14筆
特定非営利活動法 人丸山ハイランド	上益城郡山都町下名 連石	上益城郡山都町下名連石字中原新35番73
大久保 進	上益城郡山都町原	上益城郡山都町下名連石字迎中原新 3 4 番 9 1 ほか 1 0 筆
大久保 進	上益城郡山都町原	上益城郡山都町下名連石字迎中原新34
藤永 忠士	上益城郡山都町下名	番99 上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新2
山本 寿幸	連石 上益城郡山都町下名	9番44ほか1筆 上益城郡山都町下名連石字下髭副386
成瀬 智寿	連石 上益城郡山都町下名	6番4ほか1筆 上益城郡山都町下名連石字下髭副394
農事組合法人元白	連石 上益城郡甲佐町白旗	4番ほか1筆 上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1
旗	上益城郡甲佐町白旗	866番3ほか32筆 上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第一1
	,,	828番1ほか1筆
本田龍治	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第一1 826番1
農事組合法人やまいで	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字小中尾103 2番ほか86筆

農事組合法人アグ	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字下新地209
リたぐち		8番1ほか145筆
農事組合法人津志	上益城郡甲佐町津志	上益城郡甲佐町大字津志田字池田208
田	田	7番ほか124筆
農事組合法人いと	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字梶原1698
だ		番 1 ほか 2 3 3 筆
農事組合法人いと	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原108
だ		7番ほか3筆
農事組合法人いと	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字上川原182
だ		番 1 ほか 1 4 筆

2 認可年月日

平成28年3月1日

熊本県公告第161号

一大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス八代竜北店 八代郡氷川町大字網道字弐弐番割274番2ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の所在地

(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則 東京都港区西新橋三丁目 9番 4 号

(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

3 届出年月日

平成28年2月12日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振 興局振興課

平成28年3月1日から平成28年7月1日まで

熊本県公告第162号

平成29年度及び平成30年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札 又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする熊本県内に主たる営 業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格(以下「入札参加者資格」とい う。)の経営事項審査の申請時における審査申請の方法等について、次のとおり公告する。 平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 申請の対象者

平成29年度及び平成30年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に 参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者

2 申請の受付

平成28年度に本県が実施する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の申請を行う際(予備日を除く。)に持参した者を受け付ける。

3 提出書類及び提出部数

平成29·30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事) 2部個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 1部

4 持参書類

別途定める経営事項審査申請に必要な書類

- 5 資格審査及び結果通知
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入 札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)に基づき、入札参 加者資格の有無について審査を行う。
 - 加者資格の有無について審査を行う。 (2) 3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直前2か年又は3か年の営業年度における工事実績がない業種については、申請を受け付けない。
 - がない業種については、申請を受け付けない。 (3) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入 状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。

なお、経営事項審査時に雇用保険、健康保険又は厚生サ金体際の、 7,400 以次に 状況が「無」であった者で、その後、当該保険に加入し、又は適用除外となった者 については、別に定める「平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請 要領(経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について)」(以下「経 審時外受付申請要領」という。)に基づき審査を行う。

- 審査の結果は、平成29年3月末までに文書にて通知する予定である。
- 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成29年4月1日から平成31年 3月31日までとする。

- その他
 - 2に掲げる申請の受付方法を原則とするが、県庁への持参又は郵送による申請も認めるものとし、その受付方法については、経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について)」(以下「経審時外受付申請要領」という。)を参照する (1)
 - 入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目の申請を行う者は、 別に定める経審時外受付申請要領に基づき別途申請すること。
 - 経審時外受付申請要領は、平成28年11月頃までに定め、熊本県公報及びホー
 - ムページ等に受付方法、技術事項等評価項目等を公表する。 入札参加者資格を保有している場合においても、電子入札システムの登録をしなければ、県の入札には参加できない。電子入札システムに必要なICカード、機器及び登録方法については、「くまもと県市町村電子入札ホームページ」を確認する
- 間合せ先

熊本県土木部監理課建設業班

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話096-333-2485 (ダイヤルイン)

熊本県公告第163号

平成28年度に熊本県が実施する建設業法(昭和24年法律第100号。 以下 いう。)第27条の23第1項の規定による経営事項審査(経営状況分析を除く。)の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「 規則」という。)第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状 況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い 行わなければならない。

平成28年3月1日

熊本県知事 島 郁 蒲 夫

申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた 建設業者で、直近の決算日(以下「審査基準日」という。)が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間(以下「該当期間」という。)のいずれかの日である 者

- 審査日及び審査場所等
 - 別表のとおり
- 審査日の予約 3
 - (1)予約先

主たる営業所がある地域を所管する広域本部各地域振興局土木部又は県央広域本 部土木部 (熊本土木事務所)

- (2) 予約の期限
 - 平成28年11月30日
- 予約の方法 (3)

予約を行う審査日は、別表のうちの対象決算月に対応する審査日とし、当該予約 は、法第11条第2項の規定による変更届出書(事業年度終了)を提出した後に行 うものとする。ただし、審査基準日が平成28年8月1日から平成28年9月30 日までの者にあっては、前年度に提出した変更届出書(事業年度終了)の副本(主たる営業所を所管する広域本部各地域振興局土木部又は県央広域本部土木部(熊本 土木事務所)の受付印があるものに限る。)を持参し、平成28年11月1日から 平成28年11月30日までの間に予約することができる。

別表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成29年 1月16日から受け付けるが、予備日に予約できる者は、次の条件のいずれかを満 たす者とする。

- 1の者のうち、平成29年1月11日までに経営事項審査を受審しなかった者で あること
- 審査基準日が、該当期間内の日である建設業者で、平成28年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可(業種の追加を含む。)を受けた者である 平成28年10月1日以降に こと。

ウ 民事再生法等の手続中の者であること。

4 申請の方法

経営事項審査の申請は、3により予約した審査日に、別表に指定している審査場所において、5の書類を持参して行うものとする。

- 5 審査日に持参する書類
 - (1) 経営事項審査申請書(規則別記様式第25号の11)
 - (2) 経営事項審查添付書類
 - (3) その他別に定める書類
- 6 経営事項審査の手数料及び納付方法
 - (1) 手数料

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第114号に規定する額

(2) 納付方法

経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙(証紙)貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。

7 経営事項審査の結果通知

経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。

8 その他

経営状況分析は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関で行う必要がある。(登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ「登録経営状況機関一覧」に掲載)

9 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 8 5 (ダイヤルイン)

別表

別表				등한 기소 4명 프로	
地区	対象決算月	月	日(曜日)	開始時間	審査場所
	10~11月決算法人	4	21(木)、22(金)		
	個人、12月決算法人	5	24(火)、25(水)		
	四人、江乃太界太人	6	6(月)		
	1~2月決算法人	6	22(水)、23(木)		
	3月決算法人	7	19(火)、20(水)、21(木)		4月~7月 (熊本県庁本館10階
熊本	4月決算法人	8	25(木)、26(金)	午前9時から	1002会議室)
THE AF	5月決算法人	9	20(火)、21(水)	C. White lift 1	8月以降
	6月決算法人	10	19(水)、20(木)、21(金)		(熊本県庁本館1階 101会議室)
	7月決算法人	11	8(火)、9(水)		
	8月決算法人	11	22(火)、24(木)、25(金)		
	9月決算法人	12	12(月)、20(火)、21(水)、22(木)		
		1	10(火)、11(水)		
	10~11月決算法人	4	6(水)		
	個人、12月決算法人	4	6(水)		
		5	13(金)		
		6	14(火)		
	1月決算法人	6	14(火)		
	2月決算法人	6	14(火)	午前9時から	
宇城		7	13(水)	4/61t	宇城建設会館
	3月決算法人	7	13(水)	午後1時から	
	4~5月決算法人	9	14(水)		
	6月決算法人	10	4(火)		
	7月決算法人	11	17(木)		
	8月決算法人	11	17(木)		
	9月決算法人	12	13(火)		

	10~11月決算法人	4	13(水)		
		4	13(水)		
	個人、12月決算法人	5	11(水)		
		6	8(水)	1	
	1月決算法人	6	8(水)	↓ 午前9時から	
玉 名	2~3月決算法人	7	12(火)		玉名建設会館
	4月決算法人	8	22(月)	4/13は 午後1時から	
	5月決算法人	9	1(木)		
	6月決算法人	10	18(火)	-	
	7月決算法人	11	1(火)		
	8月決算法人	11	21(月)		
	9月決算法人	12	2(金)		
	10~11月決算法人	4	25(月)		菊池建設会館
	個人、12月決算法人	5	17(火)		
		6	16(木)	1	
	1月決算法人	6	16(木)	1	鹿本建設会館
dur. 1	2~3月決算法人	7	14(木)		
鹿 本	4月決算法人	8	23(火)	↓ 午前9時から	菊池建設会館
菊 池	5月決算法人	9	13(火)		AND ALL DA SAL MU
	6月決算法人	10	5(水)、6(木)		鹿本建設会館
	7月決算法人	11	7(月)		菊池建設会館
	8月決算法人	12	6(火)、7(水)		6日:菊池建設会館 7日:鹿本建設会館
	9月決算法人	12	6(火)、7(水)		6日: 菊池建設会館 7日: 鹿本建設会館
	10~11月決算法人	4	19(火)		
		4	19(火)		
	個人、12月決算法人	5	18(水)		
		6	15(水)		
	1月決算法人	6	15(水)		
	0.目动物计 1	6	15(水)	】 午前9時から	
阿蘇	2月決算法人	7	7(木)	10	阿蘇建設会館
	3月決算法人	7	7(木)	4/19は 午後1時から	to consider the second
	4月決算法人	8	18(木)		
	5月決算法人	9	7(水)		
	6月決算法人	10	11(火)		
	7月決算法人	11	14(月)		
	8~9月決算法人	12	5(月)		
	10~11月決算法人	4	7(木)	1	
		4	7(木)		
	個人、12月決算法人	5	12(木)	1	
		6	7(火)	Arabont 4.5	
上益城	1月決算法人	6	7(火)	午前9時から	矢部 磷铅合锭
Jil 7%	2~3月決算法人	7	1(金)	4/7は 午後1時から	矢部建設会館
	4~5月決算法人	9	2(金)	1	

	1~2月決算法人		6	24(金)		
	3月決算法人	***************************************	7	22(金)、25(月)		4月~7月 (熊本県庁本館10階
大 臣	4月決算法人		8	29(月)	午前10時から	1002会議室)
	5月決算法人		9	26(月)	一門10時から	8月以降
	6~7月決算法人		10	24(月)、25(火)		(熊本県庁本館1階 101会議室)
	8月決算法人		7	28(月)		
	9月決算法人		12	8(木)		
		平	3	3(金)		And the second
予備日	受審要件を満たす者	成 29			午前10時から	熊本県庁本館1階 101会議室
		年				

登載依頼

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月1日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則(昭和36年熊本県人事委員会規則第20 号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。 別表(第6条関係)

別表 (男り条関係)		
職員の区分	4 7五 11分 日	
物間の区へ	1 項 職 員	2 項 職 員
期間の区分	П	
a free L. Nille	円 	円 ·
1年未満	367,600	30,300
1年以上2年未満	367,600	30,300
2年以上3年未満	367,600	30,300
3年以上4年未満	367,600	30,300
4年以上5年未満	367,600	30,300
5年以上6年未満	367,600	30,300
6年以上7年未満	367,600	30,300
7年以上8年未満	367,600	30,300
8年以上9年未満	367,600	30,300
9年以上10年未満	367,600	30,300
10年以上11年未満	367,600	25,200
11年以上12年未満	367,600	20,200
12年以上13年未満	367,600	15,200
13年以上14年未満	367,600	10,100
14年以上15年未満	367,600	5, 100
15年以上16年未満	367,600	
16年以上17年未満	363,600	
17年以上18年未満	359,600	
18年以上19年未満	355,600	
19年以上20年未満	351,600	
20年以上21年未満	3 4 7, 6 0 0	
21年以上22年未満	330,700	
22年以上23年未満	3 1 3, 5 0 0	
23年以上24年未満	296,800	
	·	

24年以上25年未満	279,900	
25年以上26年未満	263,000	
26年以上27年未満	2 4 2, 2 0 0	
27年以上28年未満	2 2 1 , 8 0 0	
28年以上29年未満	201,400	
29年以上30年未満	180,600	
30年以上31年未満	158,700	
31年以上32年未満	136,800	
32年以上33年未満	115,100	
33年以上34年未満	83,200	
34年以上35年未満	53,400	
/## #Z.		

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号 の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、 「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。

則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の初任給調整手当に関する規 則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成28年3月1日

熊本県人事委員会委員長 宮 田政 道

熊本県人事委員会規則第4号

- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会 規則第24号)の一部を次のように改正する。 第13条第1号中「100分の150」を「100分の170」に、「100分の1
 - 90」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分 「100分の90」を「100分の100」に改める。 の801に、
- 第2条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。 第6条の6の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」 「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改め る。
 - 第13条第1号中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の2 10」を「100分の200」に改め、同条第2号中「100分の80」を「100分の75」に、「100分の100」を「100分の95」に改める。 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日 から施行する。
- 第1条の規定による改正後の熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定 は、平成27年12月1日から適用する。

熊本県教育委員会告示第2号

熊本県立美術館条例(昭和50年熊本県条例第33号)第16条第1項の規定により熊 本県立美術館分館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり 告示する。

平成28年3月1日

熊本県教育委員会委員長 木 之 内 均

	指定	管 理 者	
施設の名称	所 在 地	名称及び代表者	指定の期間
熊本県立美術館分	熊本市東区榎町1	株式会社熊本県弘	平成28年4月1日
館	6番7号	済会	から平成31年3月
		代表取締役 池田	3 1 日まで
		真也	

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会公告第36号
平成27年度熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会を次のとおり開催します。 なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成28年3月1日

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局 (熊本県健康福祉部健康福祉政策課長)

開催日時 1

平成28年3月7日(月)

午後2時から4時まで

開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館4階 401会議室

3 議題

(1)評価基準の改正について

報告 4

- 要綱等の改正について (1)
- (2) 第三者評価事業の進捗状況等について
- 傍聴者の定員

10人

- 6 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において 受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。 (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局

(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室)

096 - 333 - 2202

熊本県男女共同参画審議会公告第42号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成28年3月1日

熊本県環境生活部長

開催日時 1

平成28年3月10日(木)

午後1時30分から午後3時30分まで

開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51

熊本テルサ2階 りんどう・つばき

- 議事
 - (1) 第4次熊本県男女共同参画計画(案)について
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく熊本県女性の活躍推進計 画について
 - (3) 内閣府調査 地方公共団体の男女共同参画の状況(平成27年度)について
 - (4) 女性の社会参画加速化に向けた取組について
 - (5) その他・意見交換
- 傍聴者の定員
- 1 0 人 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ 事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 間合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県男女共同参画審議会事務局

(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)

(電話 096-333-2287

熊本県労働委員会告示第1号

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次 のように定める。

平成28年3月1日

熊本県労働委員会会長 原 村 憲 哥

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程 熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成13年熊本県地方労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「自己情報開示請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求書」

に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。 2 前項の規定は、条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第1項第3号

の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項第2号中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」 とあるのは「、成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものと する。

第4条第1号中「いずれか一。ただし、」を「うちいずれか一の書類(」に、「いずれ 二」を「うちいずれか二の書類)」に改め、同号ア中「運転免許証」の次に「、個人番 | 号カード」を加え、同条第2号中「いずれかー(前号ア」を「うちいずれかーの書類(同号ア」に、「前号イ」を「同号イ」に、「いずれか二」を「うちいずれか二の書類」に、 「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に、「もののいずれか一」を「もののうちいずれか 一の書類」に改める

一の青頬」に攻める。 第5条第1項中「第14条第2項」の次に「又は第32条の4第2項」を加え、「開示請求した」を「開示請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「第20条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の5第2項」を加え、「訂正請求した」を「訂正請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3正請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3正式ないて準円する場合を含む。)」を「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3 正請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の6第2項」を、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準備を表表して表現である。)」を、「及び第3項」の規定を条例第32条の4第3項において準備の表表とである。)」を、「及び第3項」を 次に「(これらの規定を条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加 える。

第6条中「第16条第2号」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合 を含む。)」を加える。

第6条の2中「第16条第3号ただし書ウ」の次に「(条例第32条の4第3項におい て準用する場合を含む。)」を加える。

第7条第1項中「第19条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用す る場合を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「第19条第2項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4項中「第19条第5項後段」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含 む。)」を加え、「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に改め、同条第5項中「第7項」の次に「(これら の規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第8項中「第19条第8項後段」の次に「(条例第32条の4第3 項において準用する場合を含む。)」を加える。

第7条の2中「第19条の2第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用 する場合を含む。)」を加える。

第8条第1項中「第20条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第20条第2項第4号」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。 第9条中「第21条」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含

)」を加える。

第10条第2項中「自己情報訂正請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求 書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

前項の規定は、条例第32条の5第3項において準用する条例第24条第1項第4号

2 前項の規定は、条例第32条の5第3項において準用する条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「、成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとするのは「、成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする場合を含む。)」を加え、同条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3項中「第25条第4項」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第3項中「第25条第4項」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「東通知書」に改める 長通知書」に改める。

第12条の2中「第25条の2第1項」の次に「(条例第32条の5第3項において準

用する場合を含む。)」を加える。 第12条の3中「第25条の3」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する 場合を含む。)」を加える。

第12条の4第2項中「自己情報利用停止請求書」を「自己情報(自己特定個人情報) 利用停止請求書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える 前項の規定は、条例第32条の6第3項において準用する条例第25条の5第1項第 4号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「、成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。

第12条の6第1項中「第25条の7第2項」の次に「(条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第25条の7第3項」の次に「(条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3項中「第25条の7第4項」の次に「(条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求決定期間延長通知書」に改める。

利用停止請求決定期間延長通知書」に改める。 第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。 (条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第2項の実施機関が定める 書類)

- 第17条 条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第2項(条例第32条の4第3項において準用する条例第20条第4項、条例第32条の5第3項において準用する条例第24条第3項及び条例第32条の6第3項において準用する条例第25条の5第2項において準用する場合を含む。)の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - の5第2項において準用する場合を含む。)の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)
 - (2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合当該法定代理人に係る第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年後見登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明するための書類として労働委員会が認めるもののうちいずれか一の書類
 - (3) 本人に代わって本人の委任による代理人が、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該本人の委任による代理人に係る第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)並びに本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他本人からの委任を受けた者であることを証明するための書類として労働委員会が認めるもの

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

自己情報	(自己特定個	图人情報)	開示請求書	年 月 1	В
熊本県労働委員会 様				, ,,,	•
請 求 者 住 法人にあ	所 又 は	居 所 所の所在地)	郵便番号 一		
氏		名			
法人にあって	は、その名称及び代	表者の氏名			
連	絡	先			
[法人にあっ	っては、担当者の氏名	及び連絡先	電話番号() –	

熊本県個人情報保護条例第14条(第32条の4)第1項及び第2項の規定により、次のとおり自己情報 (自己特定個人情報)の開示を請求します。

開示請求に係る自己情報 (自己特定個人情報)の内容			
求める開示の実施の方法 (希望する方法の番号を○で 囲んでください。	1 閲覧 4 その他(2 視聴	3 写しの交付)

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の 欄にも記入してください。

本 人 の 区 分 (該当するものの番号を○で 囲んでください。	1 15歳未満の者2 15歳以上の未成年者3 成年被後見人4 請求者に委任をした者	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所 (電話番号() 一)	
本人に代わって開示請求を する理由		

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
 - 2 「開示請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、知りたいと思われる自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。
 - 3 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明 する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 - 4 法定代理人が請求する際は、3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
 - 5 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、3の書類のほか、 本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状 及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者稱	雀 認 欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()
代理人資格	確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他()
備	考	受付年月日 年	月 日

(日本工業規格A4)

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第19条第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、「(注)2」を「2」に、「規則第4条」を「熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程第4条又は第17条」に、「定める」を「規定する」 に改める。

別記第4号様式中「第19条第2項」の次に「(第32条の4第3項において準用する 場合を含む。)」を加える。

別記第5号様式中「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個 人情報)開示請求決定期間延長通知書」に改め、「第19条第4項」及び「第19条第5項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。別記第6号様式中「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第7項)」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。別記第8号様式中「第19条第8項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

「第7項)」の次に「

場合を含む。)」を加える。 別記第8号の2様式中「第19条の2第1項」の次に「(第32条の4第3項において 準用する場合を含む。)」を加える。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第10条関係)

自		檽	報	(白	F	特	完	(13)	A	檽	報)	#T	11-	雲書	录	世
-	\$i	1 [19]	+10	- 4	53	- Lé	47	Alin	2 13 27 2	//	1 51	十八	- /	OJ	-A.k	13.6-3	*3	Acres 6

年 月 日

熊本県労働委員会 様

「法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先」 電話番号() -

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項(第32条の5第1項又は同条第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報 (自己特定個人情報)の内容 訂正請求の趣旨及び理由

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本 人 の 区 分 (該当するものの番号を○で 囲んでください。	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者
	氏名
本人の氏名及び住所	住所 (電話番号() 一)
本人に代わって訂正請求を する理由	

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
 - 2 「訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己 特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。
 - 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記 入してください。
 - 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 - 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
 - 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、 本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状 及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 3 その他(2 旅券)	
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2	委任状 3 その他	1()	
開示を受けたことの確認	3 他の法令等の		人情報部分開示決定通 会の定めにより交付を	
備考	受付年月日		年 月	В

(日本工業規格A4)

平成28年3月1日 火曜 熊 本 県 公 報 第12498号 34 別記第10号様式及び別記第11号様式中「第25条第2項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。 別記第12号様式中「第25条第3項」の次に「(第32条の5第3項において準用す る場合を含む。)」を加える。 別記第13号様式中「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定 個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条第1項」及び「第25条第4項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。 別記第13号の2様式中「第25条の2第1項」の次に「(第32条の5第3項におい て準用する場合を含む。)」を加える。 別記第13号の3様式中「第25条の3」の次に「(第32条の5第3項において準用 する場合を含む。)」を加える。 別記第13号の4様式を次のように改める。

別記第13号の4様式(第12条の4関係)

自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書	年	B	П
熊本県労働委員会 様	,	74	Н
請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
[法人にあっては、主たる事務所の所在地			
法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			
連 絡 先 [法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先] 電話番号()		

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項(第32条の6第1項 又は第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己 情報(自己特定個人情報)の 内 容	
利用停止請求の趣旨及び	
理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの番号を〇で) 囲んでください。	1 7	尺成年者	2	成年被後見人	3	請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所	氏名 住所	(電話番号() —)
本人に代わって利用停止 請 求 を す る 理 由						

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
 - 2 「利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。
 - 3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。
 - 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 - 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
 - 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本 人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及 びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知 3 他の法令等の規定又は労働委員会の定めにより交付を受け 人情報が記録された物の写し	
備考	受付年月日 年 月	日

(日本工業規格A4)

別記第13号の5様式及び別記第13号の6様式中「第25条の7第2項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。 別記第13号の7様式中「第25条の7第3項」の次に「(第32条の6第3項におい

て準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の8様式中「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条の7第1項」 及び「第25条の7第4項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含 む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- この規程は、告示の日から施行する。
 - (経過措置)
- この規程の施行の際現に改正前の熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関 する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の熊本県労働委員 会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書 類とみなす。
- この規程の施行の際現に存する改正前の熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護 等に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用するこ とができる。

宇城地域保健医療推進協議会公告第1号

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成28年3月1日

宇城地域保健医療推進協議会長

開催日時

平成28年3月16日(水) 午後3時00分から5時00分まで

場所

熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室

- 議題
 - (1) 第6次字城地域保健医療計画の取組状況について
 - 2)地域医療構想について
 - (3) その他
- 傍聴者の定員

10人

- 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。 (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
 - 宇城市松橋町久具400-1

宇城地域保健医療推進協議会事務局(宇城保健所総務福祉課)

(電話0964-32-0517)

上益城地域保健医療推進協議会公告1号

平成27年度上益城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成28年3月1日

上益城地域保健医療推進協議会長

開催日時

平成28年3月17日(木)

午後2時から午後3時まで

2 開催場所

上益城郡御船町辺田見396-1

上益城地域振興局3階 大会議室

- 議題
 - (1)協議事項

第6次上益城地域保健医療計画の進捗状況及び重点施策について

- (2) 報告事項
 - ①平成27年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会について
 - ②平成27年度上益城地域医療構想検討専門部会について
- 傍聴者の定員 4

10人

- 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付けのう え事務局の指示に従い、会場に入ることができる。

1	成	28 ⁴	丰 3	月	1	日	Ŋ	く暗	Ē				熊		本	ζ.	Ì	県		公		報	ł							第二	1 2	4 9	8号	37
C	(:	2 問熊上(傍	聴	手	続	き	は	`	先	着	順	で	行	Ų١	`	定	員	に	な	り	次	第	終	了?	ナる	0							
6	戶	削り	台に集る	わ上	せ益は	先城/s	郡	御	船	町	辺	田	見業	4	0	0	番品	地	AF.		ıĦ	/kn	ńe i	<i>i</i> —	Arts =	ታ ራል	₹kr	<u>-</u> د	 ≃n	. .				
	-	上盃(電	: 城武話	地 0	9	保 6	俚	医 2	寮	雅 2	進	筋 ()	議 ()	会 1	事 6	務)	同	(脵	本	県	御;	胎1	保	便月	丌 総	務	企 [期 誤	₹)				